

令和5年5月1日

保護者 各位

和歌山大学教育学部附属小学校
校長 南 正 樹

新型コロナウイルス感染症への対応についてのお願い

平素は、本校の教育にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、文部科学省から「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の通知があり、令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症への対応について示されました。

つきましては、本校においても同年5月8日から下記のとおり対応することといたしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の心配がなくなったわけではありませんので、手洗いや換気等基本的な対策を行うとともに、場合によってはマスクの着用をお願いすることもありますので、常時マスクを携行するよう併せてお願いいたします。

記

○出席停止措置の取扱いについて

基準『発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで』

- ・「症状が軽快」→解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある
- ・発症した後五日や軽快した後一日→発症した日や軽快した日を0日とし翌日が1日目
 - ※罹患した場合、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いします
 - ※感染の有無、マスク着用の有無による差別や偏見がないよう指導します
- ・上記の基準より出席停止期間を短縮することは、基本的に想定されない

○その他について

①新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の証明書等の取得について

児童が出席停止の期間を経て、登校する際には学校に陰性証明を提出する必要はありません。
自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ありません。

②濃厚接触者の取扱いについて

濃厚接触者としての特定は行われません。

新型コロナウイルス感染症の感染が確認されない場合は、出席停止の対象になりません。

③感染について不安があるなどの場合について

まずは担任にご相談ください。その上で、合理的な理由があると校長が判断する場合には欠席としないこともあります。

④発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がある場合について

発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要ですので、無理をして登校しないようお願いいたします。なお、この場合は出席停止の対象になりません。